

仕様書

1 件名

バス借上

2 借上年月日、数量及び乗車予定人数

- (1) 令和4年10月26日(水)、1台、31人
- (2) 令和4年10月28日(金)、1台、31人

3 日程及び行程

行先 茨城県ひたちなか市新光町605番地16 自動車安全運転センター安全運転中央研修所
日程

(1) 10月26日(水)

11:00 配車

11:30 警察大学校 発

調布IC-中央道、首都高中央環状線、常磐道、東水戸道路-ひたち海浜公園IC

14:30 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 着

(2) 10月28日(金)

13:00 配車

13:30 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 発

ひたち海浜公園IC-東水戸道路、常磐道、首都高中央環状線、中央道-調布IC

16:30 警察大学校 着

4 条件

- (1) 乗客の乗車定員は、53人以上(正席45人以上)であること。
- (2) 補助席にもシートベルトが装備されていること。
- (3) 借上車両は請負者の手配する運転手が運転し、バスガイドはつかないこと。
- (4) 特に指定のない場合は上記日程にて運行する警察大学校所有のバスと同一行程をとること。
- (5) 運行にかかる駐車場料金、有料道路通行料等の経費は、請負者の負担とする。
- (6) 配車の取消料は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の規定による。
- (7) 対価の支払の時期は、契約書の作成を省略する場合、見積書に期日の記載がある場合を除き、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定による。

5 その他

- (1) 契約締結後、運行の詳細について行程の担当者と打合せをすること。
- (2) 車両のナンバーは決定次第、運行会社名及び運転手の氏名は、運行日前日正午までに行程の担当者へ書面で通知すること。

6 一般適用事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然附帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (3) 損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の原状に復旧させること。
- (4) 服装・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。
- (5) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めるとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。